個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市営住宅入退去者台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅条例等に基づいた市営住宅入退去業務を行う。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6本籍、7親族、8続柄、9個人番号、10婚姻、11職業、12職位、13資産内容、14収入、15納税額等、16暮し向き、17公的扶助、18電話番号、19保証人、20部屋番号、21入居日、22使用料
記録範囲	市営住宅入退去者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	70，700人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等による(随時)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	福祉制度による支援や相談内容等で要配慮個人情報を保有する場合がある。
記録情報の経常的提供先	川崎市住宅供給公社
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	CASBEE台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築管理課長
個人情報ファイルの利用目的	建築物環境配慮制度の審査等業務における検索
記録項目	別紙参照
記録範囲	計画書、届出書
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1，100人
記録情報の収集方法	本人からの計画書、届出書提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ■ 有 □ 無) □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建設リサイクル法受付台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築管理課担当課長
個人情報ファイルの利用目的	建設工事にかかわる資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第10条に基づく届出に関連する業務に利用する。
記録項目	届出日、会社名、氏名、工事の場所、階数、規模、構造、築年数、棟数、元請業者、元請け業者住所、元請業者電話番号、全体後期
記録範囲	届出書を提出した者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	6，000人
記録情報の収集方法	本人からの書類提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）まちづくり局指導部建築管理課 （所在地）〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます（受理はせず、上記記載の部署に回送します。）。 （名称）総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当） （所在地）〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） （政令第21条第7項に該当するファイル：　□　有　■　無） □　法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）まちづくり局指導部建築管理課 （所在地）〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築確認処理台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築管理課長
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく確認及び検査等に関する業務
記録項目	1氏名、2住所、3職業・職位、4資産内容、5連絡先 6申請日　7変更日
記録範囲	建築主
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	492，000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	−
記録情報の経常的提供先	−
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210−8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210−8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	−
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210−8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	−
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	−
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	−
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築物省エネ法台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築管理課長
個人情報ファイルの利用目的	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による届出等の検索
記録項目	別紙参照
記録範囲	届出書、計画書
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	6，600人
記録情報の収集方法	本人からの届出書、計画書提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	国土交通省
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ■ 有 □ 無) □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

別紙

申請方法
電子申請時の受付番号
受付番号
建築物の所在地
届出月
受理日
担当者
建築主名
建築物名称
地名地番
地図番号
根拠条文
添付図書
基準不適合を理由とした指示・命令等の実施の有無（口頭や勧告書による指導含む）
指示日
報告期限
報告日
延べ面積[㎡]
建築物の用途
確認申請上の用途
建築物の住戸の数[戸]
工事種別
建築物の床面積[㎡]
建築物の床面積[㎡]
構造
準省令附則第2条の適用の有無
基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無
該当する地域の区分
建築物全体のエネルギー消費性能
太陽光発電設備の設置の有無
基準適合状況【建物全体】
外皮基準の適否
一次エネ基準の適否
省エネ基準の適否
指示等の種別
指示等をしなかった場合の理由

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地図情報システム建築確認処理台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築管理課長
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく確認及び検査等に関する業務
記録項目	1氏名、2住所 3申請日　4変更日
記録範囲	建築主
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	492，000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書提出、指定確認検査機関からの確認審査報告書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	−
記録情報の経常的提供先	−
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	−
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	−
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	−
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	−
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	長期優良住宅台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築管理課長
個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅の認定等業務における検索
記録項目	別紙参照
記録範囲	申請書
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	7，000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	国土交通省
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ■ 有 □ 無) □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

別紙

担当者
申請方法
電子申請受付番号
申請番号
認定番号
構造種別
法第6条2項に基づく申し出の有無
維持保全を行う区分所有法に規定する団体又は法人の名称
工事着手予定
工事完了予定
工事完了報告
工事完了日
住戸の番号
専用部分の床面積（㎡）
譲受人決定予定年月日
性能評価書／適合証の活用
定期点検等実施予定者名
定期点検等実施予定者所在地
確認済証番号
居住環境への配慮該当基準
変更概要又は承継が生じた原因
工事種別
長期使用構造等とするための具体的な措置
仕様に応じた点検間隔の設定
将来更新による基準への適合
法第6条8項に基づく申し出の有無
既存住宅認定の際の新築又は増築・改築の時期
変更受付番号
変更認定番号
申請者（譲受人）の氏名又は名称代表者の氏名
再申請日
再認定日
定期点検等実施予定者名
定期点検等実施予定者所在地
申請の根拠条文

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低炭素建築物台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築管理課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築管理課長
個人情報ファイルの利用目的	低炭素建築物の認定等業務における検索
記録項目	別紙参照
記録範囲	申請書
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1,500人
記録情報の収集方法	本人からの申請書提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	国土交通省
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ■ 有 □ 無) □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築管理課 (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

別紙

申請方法
電子申請受付番号
所管行政庁名
新規・変更
認定番号(変更後)
申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称代表者の氏名
申請の対象とする範囲
申請年月日
認定年月日
地名地番
市街化区域等
敷地面積(㎡)
建築面積(㎡)
延べ面積(㎡)
建物の階数
建築物の用途
棟数
非住宅部分の用途
住戸の数
工事種別
構造種別
建築物全体のエネルギーの使用の効率性
法第54条2項に基づく申し出の有無
通常の床面積を超える部分(㎡)
住戸の番号
住戸の存する階
専用部分の床面積(㎡)
平均みなし値採用の有無
住戸のエネルギーの使用の効率性
工事着手予定
工事完了予定
地域区分
その他基準
太陽光発電の有無
太陽光発電の設置容量
技術的審査の有無
法第54条2項に基づく申し出の確認済証番号
変更・取消
変更前の認定番号
変更概要
建築主の変更履歴
省エネ届出番号
建築物全体の受付番号
工事完了日
完了報告日

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築許可台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築指導課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築指導課長
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法等に基づく建築物の許可における検索
記録項目	1住所、2氏名、3申請場所、4主要用途、5許可条項、6建築審査会年月日、7文章決済日、8許可年月日、9通知交付年月日、10受付年月日、11受付番号、12文書番号、13指令番号
記録範囲	建築許可申請者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1，800人
記録情報の収集方法	本人からの申請書提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築指導課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	□　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　□　有　□　無) ■　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	定期報告台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築指導課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築指導課長
個人情報ファイルの利用目的	定期報告対象建築物等の指導等の経過管理
記録項目	1氏名、2住所、3申請日、4報告対象建物の所在地、5報告対象建物の名称、6報告対象建物の用途
記録範囲	対象建築物の所有者(管理者)
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	15，000人
記録情報の収集方法	本人以外からの報告書
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築指導課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	□　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　□　有　□　無) ■　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	狭あい道路拡幅整備協議申出書
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築審査課長
個人情報ファイルの利用目的	川崎市狭あい道路拡幅整備要綱に基づく狭あい道路の拡幅整備協議
記録項目	1氏名、2住所、3日付、4管理番号等
記録範囲	狭あい道路拡幅整備協議申請者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	9，600人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築確認申請受付台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築審査課長
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく確認申請をした者の氏名、住所の検索
記録項目	1氏名、2住所、3日付、4管理番号等
記録範囲	建築確認申請書を提出した者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	2，300人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地図情報システム建築確認申請受付台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築審査課長
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく確認申請をした者の氏名、住所の検索
記録項目	1氏名、2住所
記録範囲	建築確認申請書を提出した者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	67，000人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出、、指定確認検査機関からの確認審査報告書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	道路位置指定台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築審査課長
個人情報ファイルの利用目的	道路位置指定の検索及び指定の証明
記録項目	1氏名、2住所、3日付、4管理番号等
記録範囲	道路の位置の指定申請書を提出した者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	5，400人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	道路調査依頼票
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部建築審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部建築審査課長
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく道路の扱いに関する調査
記録項目	1氏名、2住所、3日付、4管理番号等
記録範囲	道路調査依頼票を提出した者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	8，600人
記録情報の収集方法	本人からの依頼票の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　■　有　□　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) まちづくり局指導部建築審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	開発行為許可関係台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部宅地審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部宅地審査課長
個人情報ファイルの利用目的	開発行為許可等業務の総括的処理及び情報管理
記録項目	1区分、2受付年月日、3申請者氏名、4土地の所在及び地番、5区域面積、6物件最終情報、7手数料
記録範囲	開発行為の許認可申請者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	6，700人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部宅地審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　□　有　■　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部宅地審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	開発登録簿
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部宅地審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部宅地審査課長
個人情報ファイルの利用目的	都市計画法に基づく開発登録簿の調製、保管
記録項目	1開発許可番号、2許可年月日、3許可を受けた者の住所、4許可を受けた者の氏名、5承継番号、6承継年月日、7承継人の住所、8承継人の氏名、9開発区域に含まれる地域の名称、10総面積、11工区数、12工区面積、13予定建築物の用途、14都市計画法第41条の規定による制限の内容、15区域、地域等、16工事施行者の住所氏名、17変更許可番号、18変更許可年月日、19変更の内容、20検査済年月日、21適用
記録範囲	開発行為の許認可申請者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	4，500人
記録情報の収集方法	本人からの開発登録簿の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部宅地審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　□　有　■　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部宅地審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宅地造成許可関係台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局指導部宅地審査課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局指導部宅地審査課長
個人情報ファイルの利用目的	開発行為許可等業務の総括的処理及び情報管理
記録項目	1区分、2受付年月日、3申請者氏名、4土地の所在及び地番、5切盛面積、6物件最終情報、7手数料
記録範囲	宅地造成工事の許認可申請者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	7，900人
記録情報の収集方法	宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許認可等
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部宅地審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	■　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　□　有　■　無) □　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局指導部宅地審査課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定建築物台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
個人情報ファイルの利用目的	耐震化促進法に基づく特定建築物の所有者への指導等
記録項目	1建物名称・所在地、2所有者名・住所、3建物情報
記録範囲	特定建築物の所有者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	2，200人
記録情報の収集方法	登記情報により入手
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	−
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	□　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　□　有　□　無) ■　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	−
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	−
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	−
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	木造住宅耐震診断士派遣制度申請者台帳
行政機関等の名称	川崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課
保有個人情報等管理責任者	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
個人情報ファイルの利用目的	制度の申請者(利用者)の情報管理
記録項目	1派遣決定番号、2受付番号、3申請年月日、4受付年月日、5申請者氏名・住所、6建物所有者名・建築住所、7建物情報、8派遣診断士・事務所名、9派遣決定通知等
記録範囲	制度の申請者(利用者)
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1，100人
記録情報の収集方法	本人からの申請書等の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	―
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―
個人情報ファイルの種別	□　法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル:　□　有　□　無) ■　法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	